

議案第 88 号

静岡市建築審査会条例の一部改正について

静岡市建築審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市建築審査会条例の一部を改正する条例

静岡市建築審査会条例（平成15年静岡市条例第240号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第4条から第9条までを1条ずつ繰り下げる。

第3条第2項第1号中「の規定により市長から同意」を「に規定する同意(マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第2項において準用する法第44条第2項の同意を含む。)」に改め、同項第2号中「第94条第1項」の次に「(マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。